

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 5 月頃に親戚に勧められ、市役所で国民年金の加入
手続を行った。申立期間の国民年金保険料は父が自身の保険料と一緒に
金融機関で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは
納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、親戚に勧められ自ら国民年金の加入手続を行ったと申述して
いるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資
格取得日から昭和 59 年 4 月頃に払い出され、同時期、加入手続を行っ
たことが推認できることから、申立期間の国民年金保険料は、加入時点
において現年度納付することが可能である。

また、申立期間は 11 か月と短期間である上、申立期間の保険料を納付
したとする申立人の父は申立期間における自身の保険料を納付している
ことを踏まえると、申立人の父が申立期間の保険料を自身の保険料と一
緒に納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から45年7月まで

私の夫は、申立期間当時、個人事業所の従業員として住み込みで働いていた。夫は生前、「事業所の奥様が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれた。」と話していた。国民年金手帳等はないが、申立期間の保険料は納付していたと思うので調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学校卒業後個人事業所に10年間住み込みで勤務しており、申立人の妻は、「夫は生前『私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は事業所の奥様がしてくれた。』と話していた。」と申述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号（＊）の国民年金被保険者記録が存在することが確認でき、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人のほかに当該国民年金被保険者記録の氏名と一致する被保険者は見当たらない。

また、オンライン記録において当該国民年金被保険者記録は、所在市町村名が申立人の申立期間当時の住所と一致する上、当該国民年金被保険者記録の資格喪失日と申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が合致することから、申立人の記録であると推認される。

さらに、当該国民年金被保険者記録は、申立期間のうち昭和38年4月から45年5月までの期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

一方、当該国民年金被保険者記録における資格取得日は昭和37年2月19日であるため、申立期間のうち同年1月については国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立期間のうち同年2月から38年3月までの期間、45年6月及び同年7月については未納となっており、当該期間における保険料の納付状況について確認することができず、具体的な納付状況は不明である。

このほか、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から45年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3244

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 53 年*月に国民年金に加入して以降、欠かさず国民年金保険料を納付してきた。結婚した後も夫と義母と一緒に納税組合を通じて保険料を納付してきたのに、申立期間について私の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料は全て納付しており、夫が厚生年金保険に加入した際、国民年金被保険者の種別変更手続も適切に行っていることから、申立人の国民年金に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、納税組合を通じて一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫及び義母についても、申立期間の保険料は全て納付済みであることから、申立人の保険料も合わせて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年5月までの期間及び41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年5月まで
② 昭和41年4月から42年3月まで

私は、申立期間①については、国民年金保険料を当時居住していたA市で昭和39年6月に納付したのに、未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②については、当時住んでいたB区のアパートに集金にきた区職員に保険料を納付し、国民年金手帳の検認欄に押印してもらったので、当然この期間は国民年金に加入しているものと思っていたが、45年たった平成22年10月に申立期間②は無資格期間なので1,500円を還付すると年金事務所から言われた。還付ではなく記録を訂正して老齢年金に加算してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間①を除き国民年金加入期間においては国民年金保険料を納付している上、申立期間①は2か月と短期間である。

また、申立人は、昭和39年6月の結婚を契機に転居するため国民年金の資格喪失手続をA市役所で行った際、申立期間①の保険料の納付方法について職員に相談し、納付書を受け取ったことなどを鮮明に記憶しており、申立人が申立期間①の保険料を納付する意思を有し、市職員に保険料の納付について相談をしていることを踏まえると、申立人が申立期間①の保険料を納付していたものと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立期間②については、オンライン記録において未加入期間と

されているが、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録において、昭和41年4月から42年3月までの期間は検認印が押されていることが確認できる上、特殊台帳においても納付済みの記録が確認できる。

加えて、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳において、昭和39年6月に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立人は婚姻により被用者年金制度に加入する者の配偶者として国民年金の任意加入対象者となることから、強制加入被保険者としての資格喪失手続は適法になされたものと考えられるが、申立人の国民年金手帳及び特殊台帳に納付済みと記録がある申立期間②の保険料については、資格喪失後の納付であり、還付処理が行われるべきところ、オンライン記録において、当該保険料の還付決議が平成22年10月に行われていることが確認でき、当該保険料は40年以上国庫歳入金として扱われていたことを踏まえると、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年8月まで

私は、昭和37年*月に夫が死亡したため、同年10月に国民年金の加入手続を行って以降、集金に来ていたA市B区の職員に国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和39年11月2日に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度及び過年度納付が可能である。

また、申立人が国民年金に加入する動機は明確であり、申立期間は加入当初の23か月と比較的短期間である上、申立期間以降は60歳で国民年金の被保険者資格を喪失するまで保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、A市役所C課は、申立期間当時、保険料の過年度納付や特例納付は社会保険事務所（当時）が納付書を発行して納付することが原則であったが、同市の職員が保険料金額を記入し、作成した納付書を被保険者に渡して金融機関から国庫に納付させていたこともあると回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から 44 年 8 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になったとき、母が私の国民年金の加入手続きを行い、集金人に私の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付していたはずであり、昭和 42 年 5 月から 44 年 8 月までの期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

また、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は婚姻後に自分で保険料を納付していたので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は昭和 49 年 1 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得して以降、申立期間②を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間②は任意加入期間の 12 か月と短期間であることから、申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和 42 年 5 月から申立人の母が両親の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、49 年 2 月 27 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された手帳記号番号の一つであることから、42 年 5 月に加入手続きが行われたとは考え難い上、同手帳には申立人の国民年金の被保険者資格の取得日が 49 年 1 月 1 日と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、高齢のため当時の状況を聴取することはできず、申立人の父も記憶が不鮮明なため、申立期間①の国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

私が大学生であった頃、母が私の就職時に不利にならないようにと国民年金の加入手続をしてくれ、学生が強制適用になった平成3年4月以降の国民年金保険料を納付してくれた。預金口座の残高不足による振替不能が原因で申立期間の保険料が未納となったが、後日、母が「未納期間の保険料は納付した。」と言っていたことを記憶している。申立期間が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行の預金通帳及びオンライン記録から、申立人の主張どおり、申立期間当時、口座振替により国民年金保険料を納付していたこと、申立期間の保険料が当初残高不足により振替不能であったこと、及び申立期間の保険料の過年度納付書が作成された記録が確認できる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、前後の期間は納付済みであることから、申立期間の保険料は過年度納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 7 月に国民年金に任意加入し、滞りなく国民年金保険料を納付したはずである。申立期間当時は、生活状況に大きな変化は無く、保険料を納付できなかった理由は無いので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除いて国民年金保険料を全て納付しており、国民年金の被保険者種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金制度の理解及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は 21 か月と比較的短期間である上、申立期間当時、申立人の夫はA共済組合に加入しており、生活状況に大きな変化は無かったと述べていることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月から 57 年 9 月まで
② 昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 54 年*月に、母が A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、父の国民年金保険料と一緒に納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは考えられないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A 市の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続きは昭和 60 年 1 月 19 日に行われたことが確認でき、その時点で、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、同被保険者名簿により、申立期間②前の昭和 57 年 10 月から 58 年 11 月までの期間の保険料が 60 年 1 月 31 日に一括で過年度納付され、申立期間②後の 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の保険料が同年 4 月に一括で現年度納付されていることが確認できる上、申立期間②は 4 か月と短期間であることから、申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、上記被保険者名簿において申立人の国民年金の加入手続きが行われた際、20 歳になった昭和 54 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、加入手続きを行った時点では、申立期間①は時効のため保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①の保険料納付の前提となる別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとする申立人の母からは、加入手続、保険料納付等について具体的な供述が得られないため、申立期間①の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成 2 年 3 月まで

私は、国民年金保険料約 30 万円の未納を知らせるハガキが自宅に郵送されてきたが、その分については未納として承知し、その後の保険料を納付してきた。それなのに申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納は無く、申立期間直後の平成2年4月から前納制度を利用して保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金記号番号の前後の被保険者の国民年金保険料納付記録及び第3号被保険者の該当処理日から、申立人は平成元年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった昭和56年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できるところ、申立人は過年度の保険料を遡って納付したことは無いと申述していることから、申立期間のうち、現年度で納付することが可能な平成元年4月から2年3月までの保険料は納付していたものと考えても不自然では無い。

一方、申立人は、未納保険料についての請求ハガキが自宅に郵送されてきたが、そのハガキに記載されていた未納保険料は納付していないことを承知していると申述しているところ、そのハガキは、申立人が国民年金の加入手続を行った時点で、過年度で納付することができる期間の保険料についてのものと推認される。

また、申立人が申立期間のうち、昭和57年1月から平成元年3月まで

の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年４月から２年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から55年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を送付されてきた納付書に現金を添えて毎月郵便局で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をして以降、60歳で国民年金の被保険者資格を喪失するまで、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、前納制度を利用し保険料を納付していることなどから、保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和55年9月の時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間は加入手続当初の17か月と比較的短期間であり、加入手続当初から未納とすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から51年3月まで
② 平成2年9月

私は、国民年金に任意加入の制度があることを知り、近所の人と一緒に昭和40年1月にA区役所で国民年金の任意加入手続きを行い、国民年金保険料は同区役所の窓口で納付していたのに、申立期間①が未加入とされていることは納得できない。また、申立期間②についても未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、60歳以降の高齢任意加入被保険者期間であり、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間は1か月と短期間であることから、納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和40年1月にA区役所で国民年金の任意加入手続きを行ったと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が51年4月1日と記載されている上、同手帳に記載されている国民年金記号番号は同年4月当時に居住していたB県で払い出されており、国民年金の任意加入は遡って被保険者資格を取得できないことから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和29年7月19日、資格喪失日は31年4月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年7月から30年9月までは1万6,000円、同年10月から31年3月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から29年4月23日まで
② 昭和29年6月25日から32年4月1日まで

私は、昭和28年4月から29年6月までB基地内の施設でC（業務）をしており、その当時の写真も所持しているので、D事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年4月23日とされていることは納得できない。

また、このC（業務）をしていたときにPX（売店）に移籍しないかと誘われて、間を空けずにPXに移籍し、昭和32年3月31日まで勤務したのに、その厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同僚は、E基地のA事業所で厚生年金保険の加入記録が見付かったというので、私の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和29年7月19日から31年4月16日までの期間については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と氏名が一字異なり、生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日29年7月19日、資格喪失日31年4月16日）が確認できる。

また、上記被保険者名簿に記載された複数の者は、「申立人と一緒に

B基地のP Xに勤務していた。当時、『F』姓の従業員は、申立人以外にはいなかった。B基地のP XはE基地のP Xの支店であり、給与はE基地から支払われていた。」と証言していることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 29 年 7 月 19 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31 年 4 月 16 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 29 年 7 月から 30 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 31 年 3 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち、昭和 29 年 6 月 25 日から同年 7 月 19 日までの期間及び 31 年 4 月 16 日から 32 年 4 月 1 日までの期間については、申立人は、「B 基地内の施設には 29 年 6 月まで勤務し、間を空けずに P X に移籍して 32 年 3 月 31 日まで勤務した。」と主張している。

しかし、A 事業所の記録を管理している G 防衛局 H 防衛事務所は、「申立人と氏名が一字異なる者については、昭和 29 年 7 月 19 日資格取得、31 年 4 月 16 日資格喪失という厚生年金保険の加入記録はあるが、ほかの期間についての加入記録は無い。」と回答している。

また、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の元同僚に申立人の勤務実態について照会しても、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除状況について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和 29 年 6 月 25 日から同年 7 月 19 日までの期間及び 31 年 4 月 16 日から 32 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間①については、申立人は、「昭和 28 年 4 月から B 基地内の施設に勤務した。」と主張しているが、D 事業所の記録を管理している H 防衛事務所は、「申立人が申立期間①当時、当該施設に在籍していたかどうかは不明であり、厚生年金保険の加入記録は確認できない。」と回答している。

また、D 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複

数の元同僚に照会したが、申立人の勤務期間について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月26日から9年1月1日まで

私は、A社に平成5年11月1日に入社し、8年12月末日付けで退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「健康保険厚生年金保険資格喪失等連絡票」では、申立人のA社における退職日は平成8年12月31日、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は9年1月1日と記載されている上、当該事業所の申立期間当時の事業主は、申立人が申立期間に継続して勤務していたことを認めている。

また、当該事業所が提出した申立人の所得税源泉徴収簿により、平成8年12月の厚生年金保険料が同年12月の給与から控除されていることが確認でき、当該事業所は、「保険料控除は当月控除であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業

主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 7 月 2 日に係る標準賞与額は 13 万円、同年 12 月 10 日は 12 万 6,000 円、17 年 7 月 11 日、同年 12 月 14 日及び 18 年 7 月 13 日は 13 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 2 日
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 7 月 11 日
④ 平成 17 年 12 月 14 日
⑤ 平成 18 年 7 月 13 日

A 社は、平成 16 年 7 月、同年 12 月、17 年 7 月、同年 12 月、18 年 7 月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っていない。同事業所は、これらの期間について、22 年 8 月 11 日に「被保険者賞与支払届」を提出しているが、年金給付に反映されないことから第三者委員会において記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成 16 年 7 月 2 日及び 17 年 7 月 11 日に支給された賞与については、A 社から提出された給与・賞与支払明細書により、13 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成16年12月10日、17年12月14日及び18年7月13日に支給された賞与については、A社から提出された給与・賞与支払明細書により、16年12月10日は12万6,000円、17年12月14日及び18年7月13日は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間のうち、平成16年7月2日、同年12月10日、17年7月11日に係る標準賞与額は5万円、同年12月14日は8万円、18年7月13日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月2日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月11日
④ 平成17年12月14日
⑤ 平成18年7月13日

A社は、平成16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っていない。同事業所は、これらの期間について、22年8月11日に「被保険者賞与支払届」を提出しているが、年金給付に反映されないことから第三者委員会において記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成16年7月2日及び同年12月10日に支給された賞与については、A社から提出された給与・賞与支払明細書により、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 7 月 11 日、同年 12 月 14 日及び 18 年 7 月 13 日に支給された賞与については、A 社から提出された給与・賞与支払明細書により、17 年 7 月 11 日及び 18 年 7 月 13 日は 5 万円、17 年 12 月 14 日は 8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 2 日
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 7 月 11 日
④ 平成 17 年 12 月 14 日
⑤ 平成 18 年 7 月 13 日

A 社は、平成 16 年 7 月、同年 12 月、17 年 7 月、同年 12 月、18 年 7 月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っていない。同事業所は、これらの期間について、22 年 8 月 11 日に「被保険者賞与支払届」を提出しているが、年金給付に反映されないことから第三者委員会において記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成 16 年 7 月 2 日及び同年 12 月 10 日に支給された賞与については、A 社から提出された給与・賞与支払明細書により、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行わ

れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 7 月 11 日、同年 12 月 14 日及び 18 年 7 月 13 日に支給された賞与については、A 社から提出された給与・賞与支払明細書により、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間のうち、平成16年7月2日に係る標準賞与額は30万円、同年12月10日は25万円、17年7月11日は29万2,000円、同年12月14日及び18年7月13日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月2日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月11日
④ 平成17年12月14日
⑤ 平成18年7月13日

A社は、平成16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っていない。同事業所は、これらの期間について、22年8月11日に「被保険者賞与支払届」を提出しているが、年金給付に反映されないことから第三者委員会において記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成16年7月2日、同年12月10日、17年12月14日及び18年7月13日に支給された賞与については、A社から提出された給与・賞与支払明細書により、16年7月2日、17年12月14日及び18年7月13日は30万円、16年12月10日は25万円の標準賞与額

に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 7 月 11 日に支給された賞与については、A 社から提出された給与・賞与支払明細書により、29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間のうち、平成16年7月2日に係る標準賞与額は15万円、同年12月10日は18万円、17年7月11日は15万円、17年12月14日は18万円、18年7月13日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月2日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月11日
④ 平成17年12月14日
⑤ 平成18年7月13日

A社は、平成16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っていない。同事業所は、これらの期間について、22年8月11日に「被保険者賞与支払届」を提出しているが、年金給付に反映されないことから第三者委員会において記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成16年7月2日及び同年12月10日に支給された賞与については、A社から提出された給与・賞与支払明細書により、15万円及び18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 17 年 7 月 11 日、同年 12 月 14 日及び 18 年 7 月 13 日に支給された賞与については、A 社から提出された給与・賞与支払明細書により、17 年 7 月 11 日及び 18 年 7 月 13 日は 15 万円、17 年 12 月 14 日は 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和 48 年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和 45 年4月1日から平成 11 年7月15日まで、A社に継続して勤務し、C社に出向したときの厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された事業主回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和 48 年9月1日にA社本店からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和 48 年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 48 年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（昭和42年2月にB社が名称変更）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和44年4月22日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日（39年1月1日）に係る記録を取り消し、44年4月22日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年1月から同年7月までは2万4,000円、同年8月から42年9月までは3万円、同年10月から43年7月までは3万3,000円、同年8月から44年3月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月1日から42年2月1日まで
② 昭和42年2月1日から44年4月22日まで

私は、昭和39年1月から42年1月末まではB社に、同年2月から44年4月まではA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、39年1月1日から44年4月22日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳、「稟議書」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間①及び②においてB社及びA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる「未統合の記録」となっている厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和38年8月1日、資格喪失日は44年4月22日）が確認できる。

さらに、複数の元同僚からは、「申立人とは、申立期間当時、一緒に勤

務していた。申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」旨の供述が得られている上、企業年金連合会から提出されたC厚生年金基金の加入記録によると、申立人は昭和 42 年 5 月 1 日に資格を取得し、44 年 4 月 22 日に資格を喪失していることが確認できることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

加えて、申立人の基礎年金番号に統合されている、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格取得日は昭和 37 年 10 月 10 日、資格喪失日は 39 年 1 月 1 日となっており、当該記録と未統合の記録は、申立期間の一部は重複するものの、事業所整理記号番号、厚生年金番号、標準報酬月額等に連続性が認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 10 月 10 日に被保険者資格を取得し、44 年 4 月 22 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 39 年 1 月から同年 7 月までは 2 万 4,000 円、同年 8 月から 42 年 9 月までは 3 万円、同年 10 月から 43 年 7 月までは 3 万 3,000 円、同年 8 月から 44 年 3 月までは 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張するとおり、厚生年金保険被保険者資格を喪失及び取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に、同社本社における資格取得日に係る記録を同日に、資格喪失日に係る記録を45年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、44年7月は3万6,000円、同年8月から同年12月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月28日から45年1月1日まで

私は、A社に勤務した期間のうち、同社C事業所から同社本社に異動し勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された企業年金連合会老齢年金裁定請求書（写し）の企業年金加入記録、企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳及びD健康保険組合から提出された社会保険資格証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年8月1日に同社C事業所から同社本社に異動、45年1月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者記録は、同社C事業所において昭和44年7月28日に資格を喪失後、同事業所において45年1月1日に再取得しており、申立期間が欠落しているが、上記企業年金連合会の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が44年8月1日及び45年1月1日にそれぞれ一旦厚生年金基金の加入資格を喪失し、同日に再取得していることが確認できるところ、上記D健康保険組合の社

会保険資格証明書により、同期間に同社C事業所から同社本社、同社本社から同社C事業所に異動していることが確認でき、厚生年金基金及び健康保険組合の加入期間に欠落は無い。

さらに、企業年金連合会及びD健康保険組合では、当時の資料が残っていないので届出が複写式であったか否かについては不明と回答しているものの、複写式でなかったと認められる周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 44 年 8 月 1 日にA社C事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社本社における被保険者資格を取得、45 年 1 月 1 日に同社本社における被保険者資格を喪失し、同日に同社C事業所における被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳の記録により、昭和 44 年 7 月は 3 万 6,000 円、同年 8 月から同年 12 月までは 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

私は、派遣会社であるA社に入社し、B社に派遣され勤務していた。その後、A社は、C社ともう一つの会社とに分社し、私は、C社に移ったが、その間も継続して派遣先に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年3月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社は平成2年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、閉鎖登記簿謄本により、当該事業所は申立期間において法人であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主に照会したが、回答が無いため確認できないものの、申立期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和50年11月1日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月23日から同年11月22日まで
私は、昭和44年3月から平成21年1月末日までA社に継続して勤務していたが、同社本社（C県）から同社B支店に異動したときの厚生年金保険の加入記録に欠落があることは納得できないので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、申立人から提出された勤務証明書（同社発行）及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和50年11月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和50年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで

私は、A社に昭和35年11月14日に入社し、平成9年11月30日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、昭和50年3月25日から同年4月25日までの1か月間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。この時期は、A社本社C事業所から同社D支店に転勤になった時期に当たるので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び退職証明書並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同社本社C事業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社C事業所における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、転勤の際、事務手続の誤りにより厚生年金保険の加入期間に欠落が発生したことを認めていることから、事業主は昭和50年3月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年３月の保険料について納入の告知を行っておらず
（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき
保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、
申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認めら
れる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年8月から6年10月までは44万円、同年11月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から同年10月1日まで
② 平成4年10月5日から5年5月1日まで
③ 平成5年5月1日から6年12月21日まで

私は、ねんきん定期便で厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、当時の報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されており、給与明細書によれば、定期便に記載された標準報酬月額に見合う保険料より多い保険料が控除されているので、調査の上、記録訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社及びB社の給与明細書により、平成4年8月から6年10月までは44万円、同年11月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録において記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社（現在は、B社が承継）における資格取得日は昭和21年1月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間のうち、昭和22年12月31日から23年2月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を22年12月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月1日から同年8月1日まで
② 昭和22年12月31日から23年2月5日まで

私がA社で昭和21年1月1日から同年8月1日まで加入していた厚生年金保険の被保険者資格記録について、被保険者資格の喪失日が不明なため、私の記録に統合できないと説明された。喪失日を調査の上、当該記録を統合してほしい。

また、昭和22年12月31日にA社C工場から同社本社へ異動した際、継続して勤務していたにもかかわらず、当該事業所における資格取得日が23年2月5日とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和21年1月からA社に勤務した具体的な経緯を申述していることから、申立人が当該期間において

当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名（旧姓）で生年月日が一致する厚生年金保険記号番号「＊」の被保険者が確認できるところ、当該記録からは、昭和 21 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、23 年 1 月に標準報酬月額が 900 円（当時の厚生年金保険の標準報酬月額上限は 600 円）に改定された記載は確認できるが、被保険者資格の喪失日に係る記載は見当たらない。

一方、申立人は、「昭和 21 年 8 月に自ら希望し、A社本社から同社C工場へ異動した。」と申述しているところ、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名と厚生年金保険記号番号「＊」で同年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨記載されている上、B社は、「申立人が 21 年 8 月 1 日にA社C工場において被保険者資格を取得した際、同社本社が被保険者資格の喪失届を提出したか否かについて、当時の資料が無いので確認できないが、申立人が同社C工場へ異動し被保険者資格を取得した後に同社本社が申立人に対し並行的に給与を支払い、保険料を控除し納付することは有り得ず、厚生年金保険被保険者番号が複数あるのは、社会保険事務所（当時）の誤りだと思われる。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められるところ、社会保険事務所では、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録を適切に管理していなかった状況がうかがわれ、事業主は、申立人が昭和 21 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、120 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、B社の回答及び申立人のA社C工場から同社本社へ異動した際の状況についての具体的な申述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 22 年 12 月 31 日に同社C工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 23 年 2 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、当時の資料が保存されていないため、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届及び保険料納付

を行ったか否かは不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和61年3月17日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月17日から同年4月1日まで

私は、A社B本社に昭和20年5月21日に入社し、61年3月に定年退職した後は、継続して嘱託として平成元年12月まで同社に勤務したが、61年2月17日から同年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年2月17日から同年3月17日までの期間については、A社B本社から提出された申立人に係る人事記録、申立人から提出された事業主発行の在籍証明書及び申立人が所持する年金手帳に記載された厚生年金保険の記録から、申立人は、同年3月16日まで同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当時のA社B本社における定年による退職日は、Cの翌日（以下「定年退職日」という。）とする取扱いであったことが確認されているところ、申立期間前後において定年により退職した元同僚72名（申立人を含む。）のうち、2名を除く70名が定年退職日の翌日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日として記録されている上、同社が保管する厚生年金保険及び雇用保険に係る被保険者台帳には、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和61年3月17日と記載されていることから、同年2月17日

に申立人が資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、申立人と同様に昭和6年*月生まれで、61年3月中に定年により退職した4名（申立人を含む。）について、厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る届出日を確認したところ、全員分が同年3月31日付けで届けられており、申立人以外の3名は定年退職日の翌日が資格喪失日と記録されているにもかかわらず、申立人のみが同年2月17日付けで資格喪失と記録されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和61年3月17日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同社における昭和61年1月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和61年3月17日から同年4月1日までの期間については、事業主から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は同年3月16日に定年により退職し、同年4月1日にD（役職）として同社に再雇用されていることが確認できる。

また、事業主が保管する厚生年金保険及び雇用保険に係る被保険者台帳において、申立人に係る定年退職時の雇用保険の離職日は昭和61年3月16日付けであること、及び同社における再雇用時の同保険の再加入日は同年4月1日付けの記録であることが確認でき、これに関し事業主は、「申立人に係る人事記録等を見る限り、同社においてD（役職）として雇用されたのは同年4月1日付けであるので、同年3月17日から同年4月1日までの期間については勤務しておらず、保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様に定年退職し、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和61年3月中である者で、同社に再雇用された元同僚3名に係る被保険者記録を確認したところ、定年退職日とD（役職）として雇用されるまでの期間は、厚生年金保険の被保険者期間が継続していない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 57 年 3 月まで

私は、結婚した後の昭和 52 年頃に市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は 2 か月ごとに自宅に来てくれた国民年金協力員に納付した。57 年 5 月までの保険料は納付したはずであり、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、国民年金保険料を集金に来た国民年金協力員に納付したと主張するところ、申立期間当時、申立人の居住する市において国民年金協力員は 2 か月ごとに集金を行っていたことが確認されている。

しかし、申立人は長期にわたり自宅を不在にしたことは無いと申述しているところ、22 か月となる申立期間において国民年金協力員は 11 回訪問することとなるが、これだけの回数において行政側が保険料納付に係る記録管理を誤るとは考え難い。

また、国民年金協力員が訪問した際、不在により保険料を集金できなかった場合は、市において当該月分の納付書を送付する取扱いであったことが確認されているところ、特殊台帳には申立期間に係る保険料の納付書を送付したことが記録されているが、申立人は納付書が送付されたことは記憶しておらず、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の保険料納付記録は未納となっており、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和45年1月頃、私の母がA市役所で行ったはずである。申立期間の国民年金保険料は、母が市役所の窓口か農協にある母の預金口座からの振替により二人分の保険料を一緒に納付していたはずなのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月頃、母が市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から48年3月頃に払い出され、同時期、国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、45年1月頃に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和48年3月時点において、申立期間のうち、45年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に一切関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで

私は、申立期間において学生であったため、母は私の年金手帳を私に見せながら「今は国民年金保険料は親が納付するが、卒業してからは自分で管理するように。」と言っていたことを覚えている。保険料を納付してくれた母は亡くなり、領収書も無いが申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生の頃、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと述べているが、申立期間は基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、申立人の手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和 58 年 10 月頃に払い出されたことが推認できる。

また、オンライン記録により、申立人の前後の連続する手帳記号番号の被保険者 11 人に係る手帳記号番号の払出し状況等を調査したところ、昭和 37 年*月から 38 年*月生まれの者に対し 20 歳に到達した順番に手帳記号番号が払い出されていること、及び申立人は手帳記号番号が払い出された時期において厚生年金保険に加入していたことを考え合わせると、申立人が居住する市においては 20 歳に到達した者について職権により国民年金の被保険者資格を強制的に取得させ、手帳記号番号を払い出していたことが推認されることから、申立人の母が国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直

接関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年12月まで

私は、昭和36年から38年頃まで、A区内で住み込みのB（職種）をしており、その雇い主の妻が、私の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料については、雇い主の妻が国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人のものと推認される国民年金手帳記号番号は昭和37年4月30日にA区で払い出されているが、同区の年度別納付状況リストにその手帳記号番号及び国民年金保険料の納付記録は無く、その後38年2月に転入したC区の年度別納付状況リストにおいて、その手帳記号番号は確認できたが保険料の納付記録は確認できず、申立期間の保険料を納付していたとする事情はうかがえない。

また、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする雇い主の妻は、既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から50年3月まで

私は、国民年金制度を熟知していた母から20歳になったら国民年金に加入するよう言われていたので、20歳になると当然のこととしてA市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所から送付された納付書をB信用金庫C支店（当時）に持参し、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和44年*月頃、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金記号番号は52年3月23日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された記号番号の一つであり、44年*月頃に加入手続きを行ったとは考え難いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA市から送付された納付書で金融機関から納付していたと述べているが、同市国民年金課は、保険料の収納について、印紙検認による納付から納付書による納付に変更したのは昭和47年度から48年度であり、それ以前の期間は金融機関で保険料を納付することはできないと回答しており、申立人の述べる申立期間の保険料の納付状況と一致しない。

加えて、申立期間は74か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年5月まで

私は会社を退職した後、A区役所又はB市役所で国民年金の加入手続きを行い、C郵便局又はD郵便局で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号の前後の記号番号の第3号被保険者の該当処理日及び第1号被保険者の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続きは平成4年7月頃に行われ、その際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元年3月9日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、この時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続き状況及び保険料の納付状況について具体的に覚えていないため、申立期間の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3260

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 2 年 1 月まで

私は将来のためと考え、昭和 63 年 9 月頃に A 県 B 市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を夫の分と合わせて納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 9 月頃、B 市で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金記号番号は C 県 D 市で払い出されている上、初めて国民年金の被保険者となった日が平成 2 年 2 月 21 日と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、B 市で国民年金の加入手続きを行った際、受け取っていない年金手帳があると述べているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3261（事案 392 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から52年3月まで

私は、昭和44年1月から52年3月までの国民年金保険料を父に立て替えてもらい、A市Bにあった郵便局において一括で特例納付したと記憶しているのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料を一括納付した期間の記憶が曖昧で、かつ、納付額を記憶していないなど納付状況が不明確であること、ii) 申立人は、A市C区役所の手帳払出整理簿に記録されている国民年金手帳記号番号が払い出された時期（昭和54年1月20日）において納付した記憶が無く、もっと前に国民年金の加入手続を行い納付しているはずであると主張しているが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの期間、10年2月から12年3月までの期間及び同年5月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から2年3月まで
② 平成10年2月から12年3月まで
③ 平成12年5月から13年3月まで

私は、申立期間①については、私が20歳になったときに母が集金人に国民年金の加入手続を依頼し、国民年金保険料を集金人に納付してきたと聞いており、申立期間②及び③については、私自身がA市役所B出張所で、毎月又は2、3か月分まとめて保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、20歳になった平成元年*月にその母が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が、5年12月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①の保険料納付の前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母は、集金人に国民年金の加入手続を依頼し、保険料を納付していたと主張しているが、C市は、「昭和46年から保険料の収受を納付書方式に切り替えており、平成元年頃は、集金人は保険料の

滞納者からは集金を行っていたが、通常の保険料の収受や加入手続の依頼を受けることは考え難い。」と供述している。

さらに、申立人の母が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、平成 10 年 1 月に離婚した直後に、国民年金の第 3 号から第 1 号への被保険者種別変更手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、氏名変更手続が C 市への住所変更手続と同日の 12 年 10 月 27 日に行われたことが記載されている上、国民年金の記録欄において、10 年 2 月 26 日に第 3 号から第 1 号へ被保険者種別変更した旨の記載に「C 市」の押印があることから、申立人は、C 市に転居した 12 年 10 月 27 日に住所変更、氏名変更及び種別変更手続を行ったと考えられる。

また、申立人は、A 市役所 B 出張所で保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、平成 10 年 2 月 26 日に第 3 号被保険者に該当しなくなった旨の処理が、C 市に転居後の 12 年 11 月 1 日に行われていることが確認できることから、申立期間②及び③の納付書が A 市で発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から54年3月まで

私は、23歳のときに専門学校を卒業し、国民年金の加入手続を行った際、国民年金保険料は2年間遡って納付できることを聞き、21歳からの過年度保険料と現年度保険料を合わせて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、23歳のときに国民年金の加入手続を行い、21歳からの国民年金保険料を2年間分遡って納付していたと述べるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日より、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和55年11月頃と推認でき、54年4月まで遡って保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和55年11月頃の時点で申立期間の過半に当たる53年9月以前の保険料は時効により納付できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から6年6月まで

私は20歳になったとき大学生であったが、平成2年3月頃、母が実家のあるA市で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料も母が納付書に現金を添えてB郵便局又はC銀行D支店で納付してくれていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が平成2年3月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金記号番号は6年12月27日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、2年3月頃に加入手続を行ったとは考え難いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間においてE市及びF市（現在は、G市）に住所変更しているところ、A市国民年金課は「住民登録が無ければ国民年金の納付書は発行されなかった。」と回答している。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は保険料納付について具体的に覚えていないことから、当時の状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年3月まで

私は、申立期間に係る平成5年度の国民年金保険料を1年分前納した後、平成5年6月から1年間海外留学することをA市役所に伝えたところ、海外に住所を移す場合でも任意加入すれば継続して納付できるとの説明が無かった。帰国後、国民年金に再加入したが2年間遡って保険料を納付できるとの説明も無かった。遡及可能期間を大幅に経過しており、保険料を納付できなかったことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年度の国民年金保険料を平成5年4月19日に1年分前納した後、海外に留学した同年6月22日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立期間は国民年金に未加入の期間となることから、申立期間の保険料の還付処理が行われ、申立人の口座に送金されていることがオンライン記録において確認できる。

また、申立人が1年後に帰国し、平成6年6月21日付けで国民年金に加入した時点では、申立期間は任意未加入期間のため遡って保険料は納付できない期間である。

なお、申立人は申立期間の保険料を還付されていることを認識した上で、A市の職員の説明不足を理由に記録訂正を求めているが、当委員会は、保険料の納付が認められる場合に納付記録の訂正をあっせんするものであり、申立人の主張は当委員会の審議対象にならない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から61年3月まで

私は、昭和57年1月の婚姻時に、夫が既に国民年金に加入していたため、すぐに私もA区で国民年金の加入手続を行い、遡って2年間分の国民年金保険料を納付し、その後は、夫と一緒に保険料を納付していたのに、58年4月にB市役所で転入手続を行った際、A区で交付された表紙が肌色の国民年金手帳は回収され、新しい年金手帳が交付されたが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月に婚姻後、A区で国民年金の加入手続を行い、表紙が肌色の国民年金手帳を交付されたと述べるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は61年3月に社会保险事務所（当時）からB市に払い出されていることから、手帳記号番号が払い出される以前は国民年金に未加入の期間となり、納付書が発行されることは無く、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、C年金事務所は表紙が肌色の国民年金手帳が交付されていたのは少なくとも昭和49年11月以前であると回答しており、申立人の主張と相違する。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和61年3月の時点で、申立期間の過半にあたる58年12月以前の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から44年2月まで

私は、申立期間当初大学生であり、実家を離れて暮らしていたが、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。両親は亡くなっていて保険料を納付していたことを確認できないが、申立期間当時年金手帳又は領収証書を見た記憶があり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月23日にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳から同年6月3日に国民年金の任意加入手続を行っていることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料納付をしたとする両親は既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3157（事案 151 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、前回の申立てで概要は述べたが、新たな事実として、A事業所に日々雇用の臨時職員としてB（職種）で採用されたときに、同じ課で一緒だった上司1名と給与担当であった同僚1名の所在が分かり、当時のことを証言してくれるとのことなので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を認めるに足りる関連資料が無いこと、ii) 申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いこと、iii) 申立人には、C町役場で申立期間中の昭和 40 年 5 月 1 日から国民年金の被保険者として国民年金手帳記号番号が払い出されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の元上司及び元同僚の氏名を挙げているが、2名はいずれも、「申立人がA事業所に勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の適用及び保険料の控除については分からない。」と供述している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 1 日までの期間に被保険者となっている7名のうち、人事記録が確認できた2名は、いずれも「非常勤嘱託職員」であったことが確認でき、「日々雇用職員」であった申立人とは雇用形態が異なっていることが確認できる。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月12日から42年8月1日まで

夫は、A社を退職した後にB社を創業したが、その間に厚生年金保険の未加入期間があることはおかしいので、調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、当該事業所において昭和40年10月12日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、当該事業所の複数の元同僚は、「40年10月に会社が倒産し、そのとき申立人も含め多数の社員が退職した。」と供述しており、その供述内容は資格喪失の記録と符合している。

また、雇用保険の加入記録において、申立人のA社における離職日は、昭和40年10月15日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日とおおむね合致している。

さらに、申立人がA社を退職後に創業したB社は、昭和42年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

加えて、B社の創業当時の社員は、「B社が設立されたのは昭和42年の春だが、申立人は41年頃から既にその仕事を始めていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月26日から42年8月1日まで

私は、A社を退職した後、夫の創業したB社へ入社したが、その間に厚生年金保険の未加入期間があることはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、当該事業所において昭和41年9月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているところ、雇用保険の加入記録において、申立人の当該事業所における離職日は同年9月25日とされており、離職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の加入記録と符合している。

また、A社において申立人と同時期に勤務していた複数の社員は、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録がおおむね符合していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の元同僚を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、4名に申立人の勤務実態について確認したところ、2名から回答を得られたが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、申立人がA社の次に勤務したとするB社は、昭和42年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 6 月 1 日まで

私が勤務していたA社の事業主は、申立期間を含む勤務期間の標準報酬月額を本来の標準報酬月額よりも低い金額で社会保険事務所（当時）に届け出ていた。このため、事業主が訂正届を提出し、一部の期間については訂正されたが、申立期間については訂正されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、事業主が社会保険事務所に標準報酬月額の訂正届を提出したが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎とならない期間である。

この期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき、標準報酬月額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間については、事業主から提出された賃金台帳により、申立期間当時 24 万円の標準報酬月額に相当する給与が支給されているが、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、17 万円であることが確認でき、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 9 月 1 日から 63 年 7 月末日まで、A 社（後に B 社に名称変更）に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は、申立人を記憶しているが、「申立期間当時の関係資料は無く、入社時期は厚生年金保険の被保険者記録どおりだと思う。」と回答しているところ、当該事業所における雇用保険の加入記録において、申立人は、昭和 58 年 8 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得する際に、申立人に新たな厚生年金保険被保険者番号が払い出されているところ、厚生年金保険被保険者番号払出簿における資格取得日は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 45 年 4 月 26 日まで
② 昭和 45 年 5 月 1 日から 47 年 12 月 31 日まで

私は、脱退手当金を受け取った覚えがないので、厚生年金保険の被保険者期間を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月半後の昭和48年4月13日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 1 日から 31 年 3 月 1 日まで

私の夫は、昭和 28 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの厚生年金保険の記録は見つかったが、少なくとも 31 年 2 月末日まで A 事業所で勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所は、昭和 28 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、事業実態が確認できないことを理由に職権により同年 10 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が社会保険事務所（当時）において行われているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を除く 10 名の元同僚のうち、住所が判明した 2 名（いずれも同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得又は再取得）のうち、1 名は、「30 年 3 月まで勤務した。」と供述していることから、当該事業所は適用事業所でなくなった後も存在していたことが確認できる。

しかし、上記 2 名の元同僚のうち、他の 1 名は申立人を記憶しているが、申立人がいつまで勤務していたか記憶は無く、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所の元事業主の所在は不明であることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 52 年 8 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた昭和 50 年 2 月 1 日から 54 年 9 月末日までの期間のうち、50 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び 52 年 8 月 1 日から 53 年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、「A社に勤務していた昭和 50 年 2 月 1 日から 54 年 9 月末日までの期間のうち、50 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。」と主張している。

しかし、申立期間①当時厚生年金保険等の事務を担当していた元同僚は、「申立人を記憶しているが、いつ入社したかの記憶は無い。当時は試用期間があったように思う。」と供述しているところ、当該元同僚は、その記憶する入社日（昭和 49 年 4 月）から 10 か月後の 50 年 2 月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主の所在は不明であることから、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、前職とは異なる厚生年金保険被保険者記号番号を取得しているところ、厚生年金手帳記号番号払出簿により、当該記号番号による同社における被保険者資格取得日は昭和 50 年 3 月 1 日であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、昭和 53 年 4 月 15 日に被保険者資格を取得している元同僚は、「自分が入社したときには、申立人は在籍していた。」と供述していることから、申立人が申立期間②に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主の所在は不明であることから、申立期間②における保険料の控除について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 7 人及び申立期間②において被保険者資格を取得している元同僚 5 人の計 12 人のうち、連絡の取れた 5 人は、申立人のことを覚えていたが、申立人の勤務期間についてまでの供述を得ることができない。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和 50 年 3 月 1 日に、取得した厚生年金保険被保険者記号番号とは異なる記号番号を取得しているところ、厚生年金手帳記号番号払出簿により、当該記号番号による同社における被保険者資格取得日は、53 年 10 月 1 日であり、オンライン記録と一致することから、申立人が一旦同社を退職後、同年 10 月 1 日に再就職していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月1日から5年10月1日まで
② 平成5年10月1日から6年10月1日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録は、当時の給料の額に比べて平成4年6月1日から6年10月1日までの標準報酬月額が低くなっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する53万円と記録されているところ、平成5年4月30日付けで、4年6月1日に遡って41万円に引き下げられ、5年10月1日まで当該標準報酬月額で記録されていることが確認できる。

また、当該事実について、当該事業所の事業主は死亡しているため確認できず、当時の取締役や従業員の供述からも、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（41万円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

しかしながら、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる上、「当時、取締役としてB（部門）長の職にあり、社会保険の事務を含む部門を統括する立場であった。」と供述している。

また、申立人は、当該減額処理が行われる前から当該事業所が社会保険料の滞納があったことを供述しているところ、他の取締役が事業主の指示により社会保険事務所（当時）の担当者と保険料の支払いに先日付小切手を振り出す交渉をしたことについては「記憶に無い。」と供述し

ているが、B（部門）長として小切手の発行に係る資金管理を行う上で、保険料の滞納に係わる処理について全く関与していないとは考え難い。

さらに、申立人は当該減額処理が行われるに当たり、事業主の指示により当該事業所の「契約印」で減額処理に係る書類に押印したことを認めていることから、担当取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務を統括する立場にあった取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、「平成5年10月1日から6年10月1日までの標準報酬月額について、当時、もらっていた給料の額に比べて低い。」と主張しているところ、オンライン記録において、申立人の当該期間の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

また、申立人及び元取締役並びに元従業員から「当時、給料が下がった。」との供述は得られなかったところ、オンライン記録によれば、平成5年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）による同年10月の標準報酬月額は、上記減額処理後の標準報酬月額と同額で決定されているが、申立人は、「算定基礎届に基づいた標準報酬月額で給与明細が作成されていたかどうかは、分からない。」、「従来どおりの高い報酬月額に基づき控除していたと思う。」とも供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「当時、算定基礎届については、社会保険担当者が手続していた。」と供述しているところ、当時の社会保険担当者は、給与計算、被保険者資格の取得及び喪失手続を行っていたことは認めているが、「算定基礎届の手続はしていない。申立人又は顧問会計士が行っていたと思う。」と供述し、顧問会計士は業務の請負を否定していることから、申立人の申述と一致しない。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる上、「当時、取締役としてB（部門）長の職にあり、

社会保険の事務を含む部門を統括する立場であった。」と供述していることから、申立人は、当該期間当時、当該事業所の給与計算及び社会保険業務の執行についてB（部門）長である取締役として、監督責任を負っていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、仮に、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 31 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 8 月 1 日にA県B市にあったC社に入社し、会社がA県からD（地名）に移転した際、会社の命令でD（地名）に異動した。そのときに社名がE社に変わったが、C社と同様に厚生年金保険料が給料から控除されていたので、E社における厚生年金保険被保険者期間の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、「A県にあったC社がD（地名）に移転したとき、社名もE社に変わった。」と主張しているところ、C社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であり、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人及び申立人が記憶している元同僚や事業主の氏名が確認できるが、E社については、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 33 人のうち所在が確認できた 3 人は、いずれもE社に勤務していたと供述しているが、その 3 人に当該事業所での厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、F市年金係では、E社の事業主が、昭和 43 年 11 月 19 日から 60 年 9 月 5 日まで国民健康保険に加入していたと回答している。

加えて、事業主は死亡していることから当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、申立人が氏名を挙げた元同僚及び経理担当者は、いずれも所在が不明であり、死亡した事業主の妻も「会社の

ことは関与していなかったので詳しいことは分からない。」と供述しており、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月 25 日から 55 年 3 月 16 日まで
② 昭和 55 年 3 月 17 日から同年 9 月 15 日まで
③ 昭和 57 年 8 月 29 日から 59 年 5 月頃まで

私は、A社に昭和 53 年 3 月 16 日から 55 年 3 月 16 日まで勤務し、その間終始厚生年金保険に加入していたはずであるが、記録上、53 年 5 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、以後、未加入となっている。

また、B社に勤務した昭和 55 年 3 月 17 日から同年 9 月 15 日までの期間についても厚生年金保険に加入していたはずであるが、未加入となっている。

さらに、昭和 57 年 5 月中旬から 59 年 5 月頃まで勤務したC社では、57 年 8 月 5 日に被保険者資格を取得後、同年 8 月 29 日に資格喪失とされており、その後の勤務期間が未加入となっている。それぞれの未加入期間について厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社及びB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 53 年 5 月 25 日に、B社は同年 11 月 3 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②は適用事業所ではない期間である。

また、申立人は元同僚の記憶は無く、当該期間に係る厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない上、申立人は、申立期間①及び②当時について、「給与から保険料が控除されていたという確た

る記憶が無く、控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、申立人は、C社における勤務環境について具体的に申述していることから、C社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人のC社における雇用保険の加入記録は、昭和57年8月5日資格取得、同年8月29日離職と記録されている。

また、当該事業所は、「申立人の申立てどおりの資格取得の届出及び保険料の納付を行ったか否かについては、申立期間当時の関連資料が確認できないため不明である。また、当時の社員名簿等の資料が保存されていないため、申立人及び申立人が氏名を挙げた元同僚3人の申立期間当時の在籍事実は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、上記元同僚3人の正確な氏名及び連絡先が不明であるため、当該期間に係る保険料控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、当該期間について、「給与から保険料が控除されていたという確たる記憶は無く、控除されたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 55 年 4 月まで

私は、申立期間においてA市B区C（現在は、A市D区C）にあったE社のフランチャイズ店であるF店（経営者はその所在地の土地及び建物を所有していた者）で勤務していたのに、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間と認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の店長（事業主の長男）及び申立人の具体的な供述から、申立人が申立期間においてE社のフランチャイズ店であるF店で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の事業主、店長及びG（職種）であった事業主の次男は、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない上、上記店長は、「給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは記憶に無く、父も弟も既に死亡している。」と供述していること、及び申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、聞き取り調査等を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、E社のフランチャイズ店であるF店は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 6 年 7 月から A 社に雇用され、出向若しくは派遣という勤務形態で B 社 C（部門）に勤務していた。その後、B 社に 8 年 4 月から正社員として勤務することとなり、A 社との契約終了時の事務手続は全て B 社側で処理してくれたが、同年 3 月 30 日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で平成 8 年 3 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B 社で同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録において確認できる。

また、A 社が加盟していた D 健康保険組合に申立人の健康保険の加入記録について照会したところ、「申立人の資格取得日は平成 6 年 7 月 21 日、資格喪失日は 8 年 3 月 30 日。」と回答している上、B 社は、「申立人の入社日は 8 年 4 月 1 日、退職日は 15 年 9 月 30 日。」と回答しており、申立人の雇用保険の加入記録とも一致している。

さらに、A 社の元経理総務担当者は、「社会保険事務は外部の社会保険労務士事務所が担当しており、自分の資格喪失日も平成 7 年 7 月 29 日になっていることを承知している。」と供述している上、同社で、申立人の前後に入社した 14 人のうち、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日が月初以外の者が 13 人いることが確認できる。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の元事業主に照会したが回答を得られず、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 45 年 5 月まで

私の夫は、昭和 42 年 2 月から 45 年 5 月末まで A 社 B 支店で正社員として勤務していた。同社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が全く無いことは納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 2 月から 45 年 5 月末まで A 社 B 支店に勤務した。」と主張している。

しかしながら、A 社は、「当社は、申立期間内に一度倒産しており、その前後における関係資料は廃棄されているため、申立人に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出の有無及び厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明である。また、申立期間当時の人事記録も既に廃棄しており、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚 1 名及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する 5 名に申立人の勤務実態等について照会したところ、そのうち 1 名は、「申立人のことは記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険の適用状況等は不明である。」と回答しており、残る 4 名は、「申立人のことは記憶に無い。」と回答しており、ほかに具体的な証言を得ることができず、申立人の当該事業所における勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所の上記被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無

く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、昭和 40 年 2 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から 44 年 4 月まで
② 昭和 45 年 8 月から 50 年 8 月まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の生活費を勘案すると、同業他社に勤務していた同年齢の友人の標準報酬月額よりも著しく低いので、実際に私が当時受け取っていた給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額は、同業他社に勤務していた同年齢の友人の標準報酬月額よりも著しく低いので標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡している上、当時の同僚からも申立人の給与について具体的な証言を得ることはできず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所が加入していたB健康保険組合における申立人の標準報酬月額は、申立期間の全てにおいて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 42 年 5 月まで
② 昭和 46 年 11 月から 47 年 6 月まで
③ 昭和 48 年 7 月から 49 年 6 月まで
④ 昭和 51 年 8 月から同年 10 月まで
⑤ 昭和 55 年 8 月から 56 年 6 月まで

私がA社に勤務していた期間中、給与額が下がったことが無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額がそれぞれ直前の期間と比べて減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、「申立期間の申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付については、いずれも不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び保険料の控除について確認することができない。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名が記載されたページにおいて、申立人の整理番号と近接する整理番号の被保険者9名のうち、昭和41年10月に被保険者であった5名について同年10月前後の標準報酬月額の記録を確認したところ、標準報酬月額が下がっている者は1名、標準報酬月額の変更没有い者は1名、標準報酬月額が上がった者は3名おり、このうち連絡の取れた元同僚2名は、「A社B支店で私の標準報酬月額の記録と給与は一致していると思う。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記

録の標準報酬月額記録は一致しており、申立人の申立期間①の標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、当該事業所が加入していたC厚生年金基金（平成15年12月＊日に解散し、現在は企業年金連合会に移管）における標準給与の記録、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額の記録は一致しており、申立人の申立期間②の標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

また、申立人が標準報酬月額の相違についてD年金事務所に照会したところ、同事務所は申立人に対し書面で「申立期間の標準報酬月額の変更については、直前の定時決定時（S46.10月）の平均報酬が95,000～101,000円の間となっていたため、S46.11月からは等級区分の法律改正により98,000円と決定されました。」と説明しており、報酬月額に変更がない場合においても等級区分の改定により標準報酬月額が変更となることがあり、申立期間②は、上記説明のとおりであったことが考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③、④及び⑤については、当該事業所から提出された社内歴（人事記録及び給与記録）及びオンライン記録により、いずれも転勤に伴い厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失をしていることが確認できるところ、当該事業所は、「申立期間⑤については、異動の際に転勤前のE支店での標準報酬月額を引き継がずに社内歴にある基本給の金額をそのまま資格取得時の標準報酬月額として届け出たと考えられる。申立期間③及び④についても同様の事情と考えられる。」と回答しており、申立期間⑤について同社内歴の給与歴欄には、「昭和55年4月1日 3級46号 222,500円」と記載されていることが確認でき、当該報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と符合している。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額は一致しており、申立人の当該期間の標準報酬月額に関して、遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

さらに、当該事業所が加入していたC厚生年金基金における標準給与の記録とオンライン記録の標準報酬月額記録は一致する。

加えて、申立期間⑤のうち、昭和 56 年4月から同年7月までの期間については、申立人の保管する当該期間の給与明細書から確認できる保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に対する保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 21 日から同年 10 月 21 日まで

私は、昭和 49 年 1 月から 58 年 4 月まで A 社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の前後を通じて、A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかしながら、当時の複数の同僚は、「当該事業所は、周辺環境への影響により B（業種）から C（業種）に業態を変更するという理由で、社員のほとんどは昭和 54 年 6 月時点で解雇された。」と証言している上、オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者数は、申立期間の直前まで 16 人であったところ、そのうち 13 人が同年 6 月に資格を喪失しており、申立期間において、被保険者資格を有している者は事業主夫婦を含む 3 人のみであることが確認できる。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は当該事業所において昭和 49 年 1 月 7 日に資格を取得し、54 年 6 月 20 日に離職、その後、同年 10 月 21 日に資格を再取得しており、厚生年金保険の加入記録と符合する。

加えて、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。